

総行行第 412 号
令和 3 年 11 月 26 日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について（依頼）

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進については、令和 3 年 5 月 26 日付け総行行第 165 号により貴会あて通知し、貴会から法人を含めた会員や各都道府県行政書士会に対して働きかけを行っていただいたところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、下記のメリットや関連資料について、法人を含めた貴会の会員や各都道府県行政書士会に対して御周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力いただくよう、お願い申し上げます。

記

1. マイナンバーカードのメリット

1) 健康保険証として使用可能

令和 3 年 10 月 20 日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、より良い医療を受けられることにつながります。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP※1 で公開しております。



※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

2) 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認可能

令和3年10月21日から、マイナポータル※2で、自分の薬剤情報や特定健診情報等※3の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。



※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実施したものから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

3) 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得可能（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

2. 関連資料

- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・事例集「業界団体・個社等における取組事例集」
- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版（令和3年10月改訂）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
- ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」